

報告第17号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月8日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
93	30.9.28 平成30年 第3回足立区 議会定例会で 承認93号	補助第258号線六町加平橋取付 道路整備工事その1 [株式会社東京三田組]	① 464,400,000			
12	31.2.26 平成31年 第1回足立区 議会定例会で 報告12号		② 493,726,320 ③ 29,326,320	6.31%		(1) 現地盤では杭打機を支持できず、地盤改良や敷鉄板枚数の変更が必要となったため。 (2) 関係機関協議結果から、安全な歩行者及び自転車導線を確保するため。 (3) 東京都より引継いだ工事用地からコンクリート塊等が発生したため、撤去を行う。 (4) 護岸に影響が出るおそれがあると河川管理者から指導があったため、杭撤去は実施しない。
102	1.9.30 令和元年 第3回足立区 議会定例会で 承認102号		② 521,009,120 ③ 27,282,800	12.19%		(1) 落書きが頻発しており、施工時の実施で費用削減できることから落書防止対策を行う。 (2) 杭工事の発生土がヘドロ状であり、通常土処分するための土質改良を行う。 (3) 想定以上の降雨から施工が不可能になり、仮設排水を設置する。 (4) 鋼材が腐食しやすい土質が見つかったため、腐食対策を行う。 (5) 近隣の同種工事で陳情があったため、H鋼打設工法を変更する。
32	1.12.20 令和元年 第4回足立区 議会定例会で 報告32号		② 524,704,520 ③ 3,695,400	0.71%		(1) 躯体の部分竣工に伴い、足場数量及び景観パネル割付数を変更する。 (2) 擁壁部の止水防止対策を実施する。
8	2.3.5 令和2年 第1回足立区 議会定例会で 報告8号		② 524,699,020 ③ △ 5,500	0.71%	①H30.10.1～ R2.3.25 ②H30.10.1～ R2.5.15	(1) 本工事の歩道を開放した後、現在の鋼製階段を撤去する計画であったが、六町側に接続する道路が構築されておらず、区画整理事業が仮道を設けるのを待つ必要が生じ、また台風19号の影響により、埋戻土が1か月間確保できなかったため工期を延伸する。 (2) 現場の状況に合わせた施工方法により、鉄筋工、型枠工の数量を変更する。

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
	(処分日) 2.5.12 (契約変更日) 2.5.12		② 533,164,620 ③ 8,465,600	2.33%		(1) 区間3の埋戻し土について、改良土では締固めが困難なため流動化処理土に変更する。 (2) 歩行者の安全対策のため、舗装の仕様等を変更する。 (3) 一部粘性土として処分が必要となったため処分方法を変更する。 (4) 敷鉄板、交通誘導員、土工、パイプ柵等を実数量に合わせて精算変更する。 (5) 電気の配線ルートの変更により数量が変更になったため減額する。